

諮問(不)第32号
答申(不)第32号

答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事(以下「実施機関」という。)が令和元年7月19日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った保有個人情報部分開示決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

請求人は、令和元年5月10日付けで、長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定により、「長崎県法令違反等通報制度の通報(平成28年9月以降請求人通報分すべて)に関して、受理・不受理の決定通知を出すまでの過程がわかるもの(各決定通知書は開示済みのため開示不要)、受理案件の調査過程(事実確認結果)がわかるもの(平成28年9月通報分は開示済みのため開示不要)」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 処分の内容

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和元年7月19日付けで、条例第14条第5号に該当するとして本件処分を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の内容

請求人は、令和元年7月22日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりであ

る。

- (1) 保有個人情報開示諾否決定期間の延長通知書にて延長後の決定期間（令和元年7月12日期限）が示されたが、理由もなく諾否決定期間を超えて令和元年7月19日付けで決定通知書が発布されたことは、条例第19条、第20条等の違反行為等に該当する。
- (2) 本件処分には条例違反行為があることは間違いなく、不服審査制度において、本件処分の内容を検討すること及び実施機関の正確な認識を確認した上、法令違反行為を正式な記録として残すことは意義あるものである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の検討

実施機関は、開示請求の対象を特定し、条例第14条及び条例第18条第1項に基づき、不開示部分を除き開示可能と判断し、保有個人情報部分開示決定の通知を行ったことから、本件処分は適正である。

2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は、本件処分は、当初の諾否決定期間の延長を行い、延長後の期間を1週間も経過して行われたものであり、条例第19条及び第20条等の違反行為に該当することから、本件処分を取り消すべきと主張している。

しかしながら、本件処分は条例第19条に規定されている諾否決定期間を1週間経過して行われたものの、条例第14条及び条例第18条第1項に基づいて行われており、決定が遅延したことをもって、本件処分を取り消すほどの瑕疵は認められない。また、仮に取り消したとしても、本件処分と同様の処分を再度行うだけであり、請求人にとって処分を取り消す実質的な利益はない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の規定について

条例第14条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に同条各号に定める情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」としている。

また、条例第19条第1項は、「開示の諾否決定は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。」とし、同条第2項は、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。」としている。

さらに、条例第 20 条は、「開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日数を要するため、開示請求があった日から起算して 60 日以内にそのすべてについて開示の諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示の諾否決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示の諾否決定をすれば足りる。」としている。

2 対象文書の開示について

当審査会において確認したところ、実施機関は、特定した保有個人情報について、条例第 14 条第 5 号に該当すると判断した部分を除き、開示したということであった。なお、請求人からは実施機関が開示と判断した部分についての意見は出されていない。

3 本件処分の遅延について

当審査会において確認したところ、実施機関は、本件開示請求を受け、開示の諾否決定期間を条例第 19 条第 2 項に基づき延長可能な最大限の 45 日間延長したが、本件処分にあたっては、本件開示請求に係る保有個人情報の事案を 18 件特定し、他課に関する部分については他課と協議等を行いながら開示不開示の判断を行う中で、想定していた以上に時間を要し、延長後の諾否決定期間を 1 週間経過した令和元年 7 月 19 日に本件処分を行ったとのことである。

このことにより、実施機関が、条例第 19 条に規定する諾否決定期間を過ぎて本件処分を行ったことは明らかではあるが、当該遅延が本件処分の内容自体に影響を与えたとは認められず、本件処分が遅延したという手続き上の瑕疵のみをもって本件処分を取り消さなければならないとまでは言えない。

4 請求人のその他の主張について

請求人は、反論書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、実施機関が行った本件処分は、妥当である。
よって、前記第 1 のとおり判断する。

第 6 付言

実施機関においては、本件処分が遅れたことを認め、請求人に謝罪及び本件処分が遅れた理由等について説明を行ったとのことであったが、条例において諾否決定期間

が定められている以上は、定められた期間内に決定を行うべきである。

また、条例第 20 条には、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日数を要するため、開示請求があった日から起算して 60 日以内にそのすべてについて開示の諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における特例延長について定められており、当該規定の適用の可否についても検討する必要があると考える。

いずれにしても、実施機関においては、今後、条例の規定に沿った適切な事務処理を行うことが望まれる。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和2年5月18日	実施機関から諮問書を受理
令和2年8月19日	審査会（審査）
令和2年9月25日	審査会（審査）
令和2年9月28日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
小林 透	長崎大学副学長	
小松 文子	長崎県立大学副学長	
清水 千恵子	学識経験者	